

発行日：平成 19 年 9 月 10 日(月)

★★ 今月のテーマ ★★
外国人雇用状況の
届出制度が変わります

保険情報サービス(株) **FAX NEWS**

発行元：保険情報サービス株式会社
〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル
TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

平成 19 年 10 月 1 日より、外国人労働者に関する雇用状況の届出制度が新しくなります。従来は年に一回、会社へ送付されてくる届出用紙に外国人労働者の雇用状況を記入し、ハローワークに返送する形をとっていましたが、今後はどのような方法で届出を行うことになるのか、現段階で決まっている内容をお知らせします。

1. 雇用保険加入・喪失時

平成 19 年 10 月 1 日以降に外国人労働者が雇用保険の資格を取得する場合は、新様式となる雇用保険資格取得届の右下に①国籍②在留資格(資格外活動の許可を受けて就労する者を雇用する場合は、その資格外活動許可の有無)③在留期限、等を記入して資格取得手続きを行います。また同時に資格喪失届も書式が変更となり、資格喪失手続きを行う際にも前述の項目について記入します。

ただし、すでに雇用保険に加入している外国人労働者で、前述の項目について記載箇所のない資格喪失届(=現在の書式)が発行されている場合の対応については現段階で未定となっています。

2. 雇用保険未加入時の手続き

雇用保険に加入しない外国人労働者を雇用了場合、また雇用保険未加入の外国人労働者が退職した場合、新設された所定の用紙(様式第 3 号)に①氏名②在留資格③在留期間④生年月日⑤性別⑥国籍⑦雇入(または離職)年月日、等を記入してハローワークに提出します。

上記 1 および 2 について、資格取得・喪失手続きを行う際または様式第 3 号を提出する際に外国人登録証などの証明書類を添付する必要があるか、必要があるとするればどのような書類の提示を求められるのかは現段階で正式には決まっています。

3. 現在雇用している外国人労働者

平成 19 年 10 月以降に雇用(離職)する外国人労働者については前半でお伝えしたとおりですが、現在雇用している外国人労働者の方についても届出が必要になります。

現在雇用している外国人労働者については、平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 10 月 1 日の間に所定の用紙(様式第 3 号)に氏名・在留資格・在留期限・生年月日・性別・国籍等必要事項を記入してハローワークに提出します。ただし上記期間内に離職した方については、左段の 1 ないし 2 に従って手続きまたは書類の提出を行います。必要添付書類につきましては、今後決定する見込みとなっております。

今回の制度変更に伴う届出については事業主の義務とされており、届出を怠った場合もしくは虚偽の届出を行った場合には 30 万円以下の罰金の対象となります。なお健康保険・厚生年金等社会保険に関する手続きについては従来どおりとなります。

また届出制度の改正に併せて、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援について事業主に努力義務が課せられています。募集・採用から適正な労働条件及び安全衛生の確保、労働保険・社会保険の適正な運用、帰国及び在留資格の変更等の援助など、外国人労働者がある内容を正しく理解出来るよう配慮する事を事業主に求めています。

少子化の時代、専門知識を有する外国人労働者は高齢者と共に大切な労働力となる可能性があります。外国人労働者を雇用する際には、労働保険・社会保険の適切な手続き及び運用、また労働環境の確保について今一度ご確認・ご検討下さい。

本内容の詳細は下記までお問い合わせください。
担当：望月・高澤 まで